

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する 基本的な指針(原案)について

1 これまでの経過等

「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例(平成28年3月施行)」第7条に基づき、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な方向、目標、施策の内容等を定めた「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)を本年度中に策定することとしている。

策定に当たっては、地場産業組合等に対するヒアリング調査やアンケート調査により実態を把握するとともに、学識経験者や地場産業関係者等で構成する「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会」(以下、「協議会」という。)において意見聴取を行い、このたび基本指針(原案)を取りまとめた。

2 策定に向けたスケジュール(予定)

平成28年7月～9月 ヒアリング等の実施

平成28年9月26日 第1回協議会(基本指針構成案について)

平成28年10月7日 地方創生・行財政対策特別委員会
(基本指針構成案について)

平成28年12月5日 第2回協議会(基本指針(原案)について)

平成28年12月16日 地方創生・行財政対策特別委員会
(基本指針(原案)について)

平成28年12月下旬 県民政策コメント、市町・関係団体意見照会(1か月間)

平成29年2月下旬 第3回協議会(基本指針(案)について)

平成29年3月中旬 地方創生・行財政対策特別委員会
(基本指針(案)について)

平成29年3月下旬 基本指針策定・公表

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策推進協議会委員

氏名	団体等	役職	備考
大原 耕造	信楽陶器工業協同組合	理事長	
北川 雅英	長浜市産業観光部	部長	
窪田 雄二	滋賀県漁業協同組合連合会	専務理事	
柴田 淳郎	滋賀大学経済学部	准教授	
辻 喜代治	成安造形大学芸術学部	名誉教授	会長
中嶋 英明	滋賀県木材協会	専務理事	
深尾 善夫	滋賀県農業協同組合中央会	専務理事	
福坂 壽夫	滋賀県繊維協会 (湖東繊維工業協同組合)	会長 (理事長)	
福永 忠克	滋賀県商工観光労働部	部長	
宮川 孝昭	彦根仏壇事業協同組合	理事長	
村木 安雄	滋賀県中小企業団体中央会	専務理事	副会長
村田 高弘	滋賀県扇子工業協同組合	理事長	
森下 あおい	滋賀県立大学人間文化学部	教授	
八木 幸子	滋賀県食品産業協議会	会長	

任期:平成28年9月13日～平成30年9月12日

敬称略・五十音順

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する

基本的な指針（原案）概要版

1 基本指針の位置づけ等

- 目的：現状と課題を明らかにし、県が目指すべき方向性と必要な施策の内容を示すことにより、施策の総合的な推進を図ることを目的とする。
- 期間：基本目標に向けた平成29年度から33年度までの5年間
- 対象：別紙のとおり

2 近江の地場産業および近江の地場産品を取り巻く現状と課題

- 近江の地場産業で製造される物品
 - ・ 多くの産地では生産額の下降傾向が続いているが、高付加価値化やブランド化を目指した取り組みも行われている。
 - ・ 各産地では、販路開拓や商品開発といった需要開拓に苦心しており、各産地の有するものづくり技術を十分に活かした市場へのアプローチが課題。
- 伝統的工芸品
 - ・ ほとんどの事業者で売上や利益は横ばいまたは減少傾向で、経営環境が厳しく、また、従業者の高齢化により後継者の確保が困難。
 - ・ 経営面では、営業力・販売力の維持強化、技法の伝承・技術力の維持等が、販売面では、小規模事業者が多く、情報発信力やPR力の弱さが課題。
- 農林畜水産物等
 - ・ 消費拡大に向けブランド強化などが進められているが、需要の縮小とともに、担い手減少、生産コストの増大など、安定供給に向けた問題がある。
 - ・ 県外での認知度向上、地産地消とともに県外・海外市場への販路開拓、担い手の確保・育成、人材育成等が課題。

3 基本的な方向

- 近江の地場産品の需要の拡大
 - ・ 近江の地場産業が有する歴史、伝統、文化や技術といった価値の発信
 - ・ 県民の地場産品に対する認知度向上と地産地消の推進
 - ・ 首都圏や海外といった新たな市場への販路開拓
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
 - ・ 経営改善および合理化の支援
 - ・ 資金供給の円滑化
- 社会経済情勢に対応した新たな取組および多様な分野における事業展開の推進
 - ・ 消費者の嗜好や社会情勢の変化に応じた新商品・新技術の開発やデザイン力強化
 - ・ 新ビジネスの創出に向けた多様な主体の連携による取組の促進
- 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上および優れた技術等の継承の推進
 - ・ 担い手となる人材の確保
 - ・ 後継者の育成および技術の継承の推進
 - ・ 未来の後継者の確保に向けた取組の推進

4 基本目標

○ 将来の姿

県民の近江の地場産業や近江の地場産品に対する誇りと愛着を基盤として地産地消の取組が進むとともに、首都圏等や海外への販路拡大や業種間の連携の推進による新たな市場開拓によって認知度が向上し、県全体のブランド力強化につながっている。

○ 基本目標

- ・ 県民の地場産業や地場産品についての理解が進み、生活の中で日常的に地場産品を購入・使用している。
- ・ 全国や海外へのPRが進み、一部の地場産品については継続的な取引が行われるとともに、「近江の地場産品」として消費者の認知度が向上している。
- ・ 県内外の人々が近江の地場産業や地場産品等の生産の現場に触れる機会が増え、新たに地場産品等の生産に携わりたいと希望する人が増加している。

5 施策の内容

○ 近江の地場産品の需要拡大のための、新商品の開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等

- ・ PRイベントや地産地消を推進するキャンペーンの実施、PR活動に対する支援
- ・ 首都圏情報発信拠点等を活用したPRイベントの開催、販路開拓等取組支援
- ・ 海外展開戦略に係る取組支援
- ・ 技術提供や共同研究、商品開発等の取組支援
- ・ 情報発信ツールやインターネット等を活用した産地情報や産品情報のPR

○ 近江の地場産業事業者等の経営基盤強化のための、経営改善および合理化、資金の供給の円滑化等

- ・ 経営改善および合理化推進のための支援
- ・ 金融機関と協調した長期・低利の融資の活用促進

○ 近江の地場産品に対する新たな需要開拓のための、消費者の需要に係る調査研究、多様な分野における事業展開の促進等

- ・ 高度化、多様化するニーズに対応した新商品開発のための調査研究の推進
- ・ 新ビジネスの創造に向けた異分野・異業種の連携による商品開発等の促進

○ 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上への支援、優れた技術等の継承の推進等

- ・ 担い手となる人材確保のための情報提供
- ・ 後継者育成や技術継承のための取組の実施および支援
- ・ 未来の後継者となる小中学生等の近江の地場産品にふれる機会の提供

○ 近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるための、普及啓発、多様な学習機会の提供等

- ・ 近江の地場産品への関心を高め、理解を促進するPRイベント等の実施
- ・ 小中学生等が地場産品にふれ、理解を深める機会の提供

○ 近江の地場産業および近江の地場産品に関する実態について定期的な調査および分析

- ・ 実態について概ね5年を目安として調査を実施

6 推進体制

- 庁内推進体制の整備、関係者による協議会の運営、関係機関・団体との連携

別紙（平成28年12月現在）

ア 近江の地場産業で製造される産品
（条例第2条第3項第1号関係）

	産地	地域
1	長浜縮緬	長浜市 他
2	彦根バルブ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他
3	彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他
4	彦根ファンデーション	彦根市、長浜市
5	湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他
6	甲賀・日野製菓	甲賀市、日野町 他
7	信楽陶器	甲賀市
8	高島綿織物	高島市
9	高島扇骨	高島市

ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの
（条例第2条第3項第3号関係）

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第4条に基づき地域産業資源として指定された農林水産物のうち県下全域または複数市町にまたがる品目、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第6条に基づき農林水産大臣の登録を受けた品目およびこれらを使用し、製造・加工した物品。

	名称	地域産業資源に係る地域
1	近江牛	県下全域
2	近江しゃも	県下全域
3	近江の茶	大津市、甲賀市、東近江市、日野町
4	近江の伝統野菜	県下全域
5	近江米	県下全域
6	環境こだわり農産物	県下全域
7	セタシジミ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
8	びわ湖材	県下全域
9	琵琶湖産鮎	県下全域
10	琵琶湖産アユの養殖アユ	県下全域
11	琵琶湖産魚介類	県下全域
12	琵琶湖のヨシ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
13	琵琶湖八珍	県下全域
14	びわサーモン（養殖ビワマス）	県下全域
15	ピワパール	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、長浜市、高島市
16	上記1～15の産品を使用し、製造・加工した物品	

イ 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品（条例第2条第3項第2号関係）

	工芸品名	製造地域
1	近江上布	愛荘町
2	網織紬	長浜市
3	秦荘紬	愛荘町
4	綴錦	守山市・米原市
5	ピロード	長浜市
6	正藍染・近江木綿	湖南市
7	手織真田紐	東近江市
8	草木染手組組紐	大津市
9	近江刺繍	愛荘町
10	彦根縮	彦根市
11	楽器糸	長浜市
12	鼻緒	長浜市
13	特殊生糸	長浜市
14	押絵細工	近江八幡市
15	近江真綿	米原市
16	輪奈ピロード	長浜市
17	信楽焼	甲賀市
18	膳所焼	大津市
19	近江下田焼	湖南市
20	（再興）湖東焼	彦根市
21	提灯	長浜市
22	ろくろ工芸品	長浜市
23	竹根鞆細工	草津市
24	木製桶樽	竜王町
25	高島扇骨	高島市
26	上丹生木彫	米原市
27	八幡丸竹工芸品	近江八幡市
28	木珠（高級木製数珠玉）	近江八幡市
29	彦根仏壇	彦根市
30	浜仏壇	長浜市
31	鍔金具	長浜市
32	近江雁皮紙	大津市
33	雲平筆	高島市
34	和ろうそく	高島市・長浜市
35	太鼓	愛荘町
36	大津絵	大津市
37	梵鐘	東近江市
38	小幡人形	東近江市
39	愛知川びん細工手まり	愛荘町
40	いぶし鬼瓦	大津市
41	神輿	野洲市